

オロシティーホールより展示会、会議等の主催者様へのお願い

令和2年5月4日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等により、各関係団体等は、業種や施設の種別毎にガイドラインを作成するなど、自主的な感染予防のための取組を進めることとされました。

「集会場・公会堂」に係る業種別ガイドラインから、主催者が講じるべき具体的対策を下記の通り抜粋致しましたので、下記に沿って感染防止策を講じて下さいますようお願い申し上げます。

【主催者が講じるべき具体的対策（業種別ガイドラインより抜粋）】

館において、コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という）が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者（以下、「公演主催者」という）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

ア) 公演前

- ・ 各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、公演参加者の感染状況等の把握を行う。
- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

イ) 公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - － 体温管理・衛生管理等を実施する。
 - － マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
 - － 座席は原則として指定席とする。
 - － 座席は最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を開けて配置する。
 - － 公演等中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。
 - － 来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこととする。
 - － 公演等に係る演者のグッズ販売は、原則としてオンラインでのみ行う。
- ・ 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - － 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
 - － マスク着用や手指消毒を徹底する。－ 自宅で検温を行うこととし、37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比 1 度超過）には自宅待機とする。
 - － スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
 - － スタッフに感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ・ 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- ・ 座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- ・ 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- ・ 退場時に来場者に対し、公演等後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知する。
- ・ 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、下記の通りに取り扱う。
 - － 速やかに別室へ隔離を行う。
 - － 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - － 感染者が発生した部屋の換気を行う。
 - － イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
 - － 感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
 - － 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。
- ・ 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。